

A

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法	2年・3年・修了生		

第1. 設問(ア)

1. 本件で、丁が本件廃止処分に対して差止め訴訟を提起するより本件指導に対する取消訴訟を提起するほうがXにとって有利であると考えた理由は、それぞれの訴訟類型を定める条又の条要件を

5 充足性の立証の困難性の程度に差があると考察にからであると推定される。以下、その論拠を述べる。⇒分かり易い。

(1) まず、差止め訴訟の要件のうち、~~要件~~は、①「一定の処分又は裁決がなされることにより重なり損害を生ずるおそれがある場合」(行政事件訴訟法(以下、行訴法と省略する。)37条の4第1項本文)であること②

10 「その損害を避けるため他に適当な方法が」(37条の4第1項1次但書)ないことである。取消訴訟が「行政上の処分その他公権力の行使に因する行為」(行訴法3条2次)を取消す訴訟であるのに対し、差止め訴訟は、かかる処分性にかかると、①のようは損害要件と②のようは補充性要件を要件の充足を要求している。

15 (2) 次に、~~要件~~①の損害要件は、「重なり損害を受けるおそれがある」という点はいは要件にあり、原告に主張し証責任を負担する点で、原告にとって不利は~~規定~~〜原告にとって不利益であるといえよ②の補充性要件は差止め訴訟に「らみれば回復できないほどの具体的損害の危険が発生してからでなければ提起できない」という点

20 で要件充足性の立証が難しい。(3) 次に、差止め訴訟の効果は、~~裁~~当該処分又は裁決をしてはならないことを裁判所が命ずるのみであり(行訴法37条の4第5項)、前提としては本件指導が違法であること1は証明される。

25 2. しに、かかる要件充足性の立証の負担が低く、効果として、本件指導の違法性を~~と~~を証明する取消訴訟を提起するほうがXにとってより有利であるといえる。⇒読み易く綺麗な論述です。

第2. 設問(イ)

1. 本件指導に取消訴訟の要件がある「処分性」(行政法3条2款)が認められるか。

(1) まず、「処分性」の意義が問題となる。まず「公定力」による不利益を解消させるために原告訴訟公が創設されたという歴史的背景に鑑み、「処分」とは、法公権力の主体たる国家又は公共団体の行為のうち、その行為により、直接国民の権利義務を形成し、またはその範囲を画定することが法律上認められる行為をいうと解する。

(2) これを本件についてみると、まず、本件指導は、Y市福祉事務所長によるものであり、行政庁による一方的な指導といえるから「公権力性」の主体たる国家又は公共団体の行為といえる。

次に、行政行為が直接国民の権利義務を形成する行為であるかが問題となる。一冊文に行政指導は、これに反するものを被指導者の意思に合わせ調整のものである、国民の権利義務に直接影響を与えないものであるといふから、法的効果性がないと解される。また、本件でも、生活保護法(以下、「法」と省略する。)27条3款は「指導」を強制しうるものと解釈してはならないと規定し、また、指導に従うか否かは、被指導者の意思に委ねられているようにも見える。

しかし、法62条¹は、法27条による指導を受けたる者に、指導に遵守義務を課している。また、法27条3款は、同条1款の義務に違反した者に又して、生活保護支給を~~受けることができず~~ 廃止できると定められている。要するに、被義務者は、指導に従わなければ、生活保護支給を廃止される不利益を被るおそれがあるという点で、本件指導は、「国民の権利義務を形成する行為」といえる。

(3) ~~また~~ そして、上述のとおり、指導をすること自体は、法27条1款により認められているから「法律上認められている」といえる。

2. したがって、本件指導には、処分性が認められる。

第3. 違法性

1. 本件指導が違法であるというために、丁としては、Xに本件指導を行ったY市福祉事務所長の判断に誤りがあると主張していく

こゝを検討するのには、他の要件も検討すると思います。
私人個人は不要と判断。
ええ。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法	2年・3年・修了生		

ことが考えられよ。

(1) 主として、~~本件~~ X 所有の本件自動車売却せよという
指導は、目撃権の不可侵(憲法29条)をおひやかす行為であり、違法
であると主張する。→法におおきく阻害と明記する財産権の行使にはもって詳細な証明が必要

5 (2) 次に、~~法4条は生活に~~ 法4条11条はおよび法15条は
医療扶助の場合の移送を規定する。Xの~~生活~~ 生活の支給を定め
ているのみであり、日常生活の買い物にも車を使うXの生活を
より不利にしているとは主張することが考えられよ。それによってY
福祉に支障をきたす。→主張の主張が分かりません。以上

です。また、抽象論に依拠
するおそれと、時点を過
るおそれあり。オスミはこ
うです。

本件では無理解かと思いま

(P)について。

よく書いていますが、もう少しシニカルに意図を述べたいと思います。

また、向題文に「仮の救済は除く」という趣旨の予証がない点も、論
議する必要がある。

(K)について。

法の構成だけでなく、具体的な事案についての検討もあると良かったと思お

(M)について。

時間とのかねあいがあったのかは知りませんが、少し焦った失敗した印象を受け
ました。演習慣れが必要かと思ひます。

(PK)については書いている部分については見事であり、指摘が少なく申し込
ありません。文章については非常に読み易く、良いと思います。

あとは演習慣れたと思ひますので、頑張ってください。

B

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
行政法	2年・3年・修了生		

設問(イ)

第1、本件指導は処分性を有するか。

1. 「処分」(行政法3条1項)とは公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものという。

2. 本件指導は生活保護法(以下、法という。)27条1項を根拠として行われている。法27条1項の指導は同条3項によると、「被保護者の意思に反して、指導」と「強制し得るもの」と解釈してはならない」と規定していることから、本件指導によりXは何ら義務を負うことはないと思える。

10 しかし、法62条1項は、「二十一条の規定により、被保護者に対し、必要な指導」として「このときは、これに従わなければならない」と規定することにより、指導に従う義務があることが規定している。これらの条文の解釈については争いがあるものの、62条が指導に従う義務を規定している以上、再法27条1項に基づく指導は、Xに本件指導に従わせる義務を生じさせるものである。これは、62条1項の義務に違反したとき、保護の変更、停止又は廃止が行われるという被保護者の法的地位を変動させる、という点からも明らかである。

したがって、本件指導は国民の義務を形成するものに当たる。

また、本件指導は私人間の契約に由来するものではなく、Yによって一方的になされているため、公権力性も認められる。また、前述の通り、本件指導は法27条1項の根拠とすることができるため、「法」法律の根拠もある。また前述の通り直接性もある。

第2、したがって、処分性は認められる。

設問(ウ)

第1、本件指導は違法か。

1. まず27条1項は「できる」と規定していることから、文言上、裁量を認めているように思える。また、法27条1項に基づく指導は、各府県が国民の最低限の生活と保障し、その「自立を助長」する趣旨を以て、これを達成するために

(法1条)

(同条)

結論で結論の方
だと思いました。

必要な指導を行うものである。はいかなるものかという観点から行われなければならない。そこで、本当該指導は行政庁が被保護者の生活水準、被保護者の性格や特質等を考慮して行われなければならないといえ、これは行政庁の判断を尊重すべき事項である。 事件、政策判断が必要であるため

命題として二つあり、
裁量の認定に導く
→ 裁量ありと見よう

5 (したがって法27条項における指導を行うか否か、どのような指導を行うかについて裁量が認められているといえる。

2. では裁量の逸脱・濫用は認められるか。

丁寧が良いと思
→ あり。

10 本件法第27条の趣旨は、被保 法の趣旨が国民の最近限度の生活の保障、その自立を促すことにあるところを考慮すると、被保護者が最近限度の生活を営み、
ことができず、
に、
の無断な支出を抑え、一定のまとまった金銭を得ることが
できず、
その行動を抑制するに
は助言する点にある。

継続的に

15 その結果、これを考慮して本件指導について判断すると、本件指導は移送費を支給してタクシーを利用させることにより通院させ、日常生活で利用するために本件自動車を使用するに
は認めない
ものである。
この点、
移送費は医療扶助としてしか支給されない。そうすると、日常生活において買物していくための手段がなくなってしまう。日常生活のためにタクシーを用いなければならないとすると、その移送費は支給されない以上、さらにその経済状態は悪化し、その自立は困難になってしまう。このように日常生活のための移動手段という考慮すべき事項を考慮していない本件指導には、裁量の逸脱・濫用が認められる。

1時間の通院にタクシー利用は通常との程度ではあり、これを支出することは合理的な見方。この点について論議するところはないと思います。

第2 法第27条

設内(イ)

本件無で問題となっているのは、Xの生命身体を前提とする生活が困難にならないよう、
するに
地であるため、早期に確立した方がよいから。

25 問題文の「...法の規定を踏まえて」は誘導で、何とも思いつかなくて誘導にはこのようにしよう。

知識も論証の仕方もしっかりと。また、見落としている点が多いのでそこだけは気を付けてください。

30 頑張ってください。応援しています。

藤野

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。